

三陸圏域大規模氾濫減災協議会 規約

（設置）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として「三陸圏域大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、全国的な水災害の頻発化・激甚化の傾向や、県内における浸水被害の発生状況を踏まえて、河川における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する自治体や県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の対象河川）

第3条 本協議会は、別表1に記載する河川を対象とする。

（協議会の構成）

第4条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、協議会に諮り、第1項による者のほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。

- 2 洪水浸水想定区域等の現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- 3 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動・排水活動の連携及び地域防災力の維持・継承を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成
- 4 その他、洪水減災対策に関して必要な事項

（幹事会）

第6条 協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整及び「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ等を行うことを目的とし、結果については協議会へ報告する（書面での報告を含む）ものとする。
- 5 事務局は、幹事会に諮り、第2項による者のほか、必要に応じて別表3の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(部会)

第7条 協議会の下に個別課題検討のため、必要に応じて部会を設置することができる。

- 2 部会は、別表4の職にある者をもって構成する。
- 3 部会の運営、振興及び招集は事務局が行う。
- 4 部会は、減災対策等の個別課題を検討し、結果については協議会へ報告するものとする。
- 5 事務局は、部会と調整のうえ、必要に応じて別表4の職にある者以外の者（部会の目標達成に必要な機関及び事業者等）の参加を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 協議会は原則公開とする。ただし、実施内容によって、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の検討結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。
- 3 部会における取組及び検討内容は、構成員の了承を得たうえで公開することができる。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に報告された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができる。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第10条 協議会、幹事会及び部会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、岩手県県土整備部河川課が行う。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成29年5月24日から施行する。

平成30年5月30日改定

令和2年5月29日改定

令和3年5月25日改定

令和4年3月9日改定

令和5年2月13日改定

令和5年6月14日改定

令和6年5月30日改定

令和7年6月6日改定
令和8年2月2日改定

(別表 1)

No	水系名	河川名	管 轄
1	長部川	長部川	陸前高田市
2	気仙川	気仙川	住田町/陸前高田市
3	気仙川	川原川	陸前高田市
4	気仙川	矢作川	陸前高田市
5	気仙川	中平川	陸前高田市
6	気仙川	大股川	住田町
7	気仙川	小股川	住田町
8	気仙川	篠倉川	住田町
9	気仙川	新切川	住田町
10	気仙川	坂本川	住田町
11	気仙川	中沢川	住田町
12	浜田川	浜田川	陸前高田市
13	船河原川	船河原川	大船渡市
14	須崎川	須崎川	大船渡市
15	盛川	盛川	大船渡市
16	盛川	中井川	大船渡市
17	盛川	立根川	大船渡市
18	盛川	鷹生川	大船渡市
19	後の入川	後の入川	大船渡市
20	合足川	合足川	大船渡市
21	綾里川	綾里川	大船渡市
22	甫嶺川	甫嶺川	大船渡市
23	泊川	泊川	大船渡市
24	浦浜川	浦浜川	大船渡市
25	吉浜川	吉浜川	大船渡市
26	熊野川	熊野川	釜石市
27	片岸川	片岸川	釜石市
28	甲子川	甲子川	釜石市
29	甲子川	小川川	釜石市
30	甲子川	中川目川	釜石市
31	甲子川	北川目川	釜石市
32	水海川	水海川	釜石市
33	鵜住居川	鵜住居川	釜石市
34	鵜住居川	長内川	釜石市

35	鵜住居川	能舟木川	釜石市
36	鵜住居川	沢檜川	釜石市
37	小鎚川	小鎚川	大槌町
38	大槌川	大槌川	大槌町
39	織笠川	織笠川	山田町
40	織笠川	馬指野川	山田町
41	関口川	関口川	山田町
42	大沢川	大沢川	山田町
43	重茂川	重茂川	宮古市
44	津軽石川	津軽石川	山田町/宮古市
45	津軽石川	荒川川	山田町
46	八木沢川	八木沢川	宮古市
47	閉伊川	閉伊川	宮古市
48	閉伊川	山口川	宮古市
49	閉伊川	近内川	宮古市
50	閉伊川	長沢川	宮古市
51	閉伊川	飛沢川	宮古市
52	閉伊川	二又川	宮古市
53	閉伊川	刈屋川	宮古市
54	閉伊川	倉の沢川	宮古市
55	閉伊川	大沢川	宮古市
56	閉伊川	小国川	宮古市
57	閉伊川	薬師川	宮古市
58	閉伊川	鈴久名川	宮古市
59	閉伊川	夏屋川	宮古市
60	田代川	田代川	宮古市
61	田代川	神田川	宮古市
62	撰待川	撰待川	宮古市
63	小本川	小本川	岩泉町
64	小本川	清水川	岩泉町
65	小本川	大川	岩泉町
66	小本川	長内川	岩泉町
67	松前川	松前川	岩泉町/田野畑村
68	平井賀川	平井賀川	田野畑村
69	明戸川	明戸川	田野畑村
70	明戸川	川平川	田野畑村
71	普代川	普代川	田野畑村/普代村

72	普代川	茂市川	普代村
73	安家川	安家川	岩泉町/野田村
74	宇部川	宇部川	久慈市/野田村
75	宇部川	泉沢川	野田村
76	宇部川	明内川	野田村
77	宇部川	秋田川	野田村
78	宇部川	谷地中川	久慈市
79	玉の脇川	玉の脇川	久慈市
80	久慈川	久慈川	久慈市
81	久慈川	夏井川	久慈市
82	久慈川	鳥谷川	久慈市
83	久慈川	長内川	久慈市
84	久慈川	小屋畑川	久慈市
85	久慈川	大沢田川	久慈市
86	久慈川	川又川	久慈市
87	久慈川	沢川	久慈市
88	久慈川	田沢川	久慈市
89	久慈川	田子内川	久慈市
90	久慈川	戸呂町川	久慈市
91	久慈川	日野沢川	久慈市
92	久慈川	遠別川	久慈市
93	久慈川	二又川	久慈市
94	米田川	米田川	野田村
95	高家川	高家川	洋野町
96	高家川	オリバ川	洋野町
97	有家川	有家川	洋野町
98	有家川	大野川	洋野町
99	川尻川	川尻川	洋野町
100	宇部川	明内川分水路	野田村

三陸圏域大規模氾濫減災協議会

(構成員)	宮古市長
	大船渡市長
	久慈市長
	陸前高田市長
	釜石市長
	住田町長
	大槌町長
	山田町長
	岩泉町長
	田野畑村長
	普代村長
	野田村長
	洋野町長
	気象庁 盛岡地方気象台長
	岩手県 復興防災部長
	岩手県 県土整備部長
	岩手県 沿岸広域振興局土木部長
	岩手県 沿岸広域振興局土木部 宮古土木センター所長
	岩手県 沿岸広域振興局土木部 岩泉土木センター所長
	岩手県 沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター所長
	岩手県 県北広域振興局土木部長
(アドバイザー)	国土交通省東北地方整備局
(事務局)	岩手県 県土整備部 河川課

三陸圏域大規模氾濫減災協議会 幹事会

(構成員)	宮古市	危機管理監 危機管理課長
		都市整備部 建設課長
	大船渡市	総務部 防災管理室次長
		都市整備部 建設課長
	久慈市	防災危機管理課長
	陸前高田市	防災局 防災課長
	釜石市	危機管理監 防災危機管理課長
	住田町	総務課長
	大槌町	防災対策課長
	山田町	総務課危機管理主幹
		建設課長
	岩泉町	危機管理課長
	田野畑村	総務課長
	普代村	総務課長
	野田村	総務課長
		地域整備課長
	洋野町	総務課防災推進室長
		建設課長
	気象庁	盛岡地方気象台 防災管理官
	岩手県	復興防災部 防災課 防災危機管理担当課長
	岩手県	県土整備部 河川課 流域治水課長
	岩手県	沿岸広域振興局土木部 河川港湾課長
	岩手県	沿岸広域振興局土木部 宮古土木センター 河川港湾課長
	岩手県	沿岸広域振興局土木部 岩泉土木センター 河川港湾課長
	岩手県	沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター 河川港湾課長
	岩手県	県北広域振興局土木部 河川港湾課長
	岩手県	県北広域振興局土木部 滝ダム管理事務所長

(アドバイザー) 国土交通省東北地方整備局

(事務局) 岩手県 県土整備部 河川課

三陸圏域大規模氾濫減災協議会
岩手地域メディア連携部会

- (構成員) 日本放送協会盛岡放送局【NHK】(TV・ラジオ)
 (株)IBC岩手放送【IBC】(TV・ラジオ)
 (株)テレビ岩手【TVI】
 (株)岩手めんこいテレビ【MIT】
 (株)岩手朝日テレビ【IAT】
 ※(株)一関ケーブルネットワーク
 ※岩手ケーブルテレビジョン(株)
 ※(株)えさしわいらいネット
 ※北上ケーブルテレビ(株)(ケーブルTV・きたかみE&Beエフエム)
 三陸ブロードネット(株)
 ※(株)遠野テレビ
 ※ニューデジタルケーブル(株)【花巻ケーブルテレビ】
 ※水沢テレビ(株)
 住田テレビ(住田町営)
 川井テレビ(宮古市営)
 ※かるまいテレビ(軽米町営)
 ※くずまきテレビ(葛巻町営)
 (株)エフエム岩手
 ※(株)ラヂオ・もりおか【ラヂオもりおか】
 ※奥州エフエム放送(株)【奥州エフエム】
 ※えふえむ花巻(株)【FM One】
 宮古エフエム放送(株)【みやこハーバーラジオ】
 ※NPOカシオペア市民情報ネットワーク【カシオペアFM】
 ※一関コミュニティFM(株)【FM ASMO】
 NPO防災・市民メディア推進協議会【FMねまらいん】
 岩手日報社
 ※岩手日日新聞社
 ※胆江日日新聞社
 東海新報
 ※盛岡市総務部危機管理防災課
 ※花巻市総合政策部防災危機管理課
 ※遠野市総務企画部防災危機管理課
 ※北上市消防防災部消防防災課
 ※一関市消防本部防災課
 ※奥州市市民環境部危機管理課
 ※二戸市総務部防災安全課
 宮古市危機管理課
 釜石市防災危機管理課
 大船渡市総務部防災管理室
 気象庁盛岡地方气象台
 岩手県復興防災部防災課
 岩手県県土整備部河川課
 岩手県県土整備部砂防災害課
 ※国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所
 ※国土交通省東北地方整備局北上川ダム統合管理事務所
- (事務局) 岩手県県土整備部河川課
 国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所流域治水課

※印は、三陸圏域以外の機関。

メディア連携部会は県単位での連携を図りたいことから構成員は県内全域を対象とする。

ダム情報提供部会

(構成員) 東北電力(株)岩手発電技術センター [大沢 (県設置)]
岩手県 農林水産部 農村建設課 ※設置者 [普代、大野]
岩手県 県土整備部 河川課 [滝、日向、綾里川、鷹生]
宮古市 危機管理監 危機管理課
大船渡市 都市整備部 建設課
久慈市 総務部 防災危機管理課
釜石市 危機管理監 防災危機管理課
普代村 総務課
洋野町 総務課

岩手県 復興防災部 防災課
気象庁 盛岡地方气象台

(事務局) 岩手県 県土整備部 河川課

※ []内はダム名

三陸圏域大規模氾濫減災協議会 要配慮者等避難推進部会（仮）

設置する部会及びその構成員については、事務局において検討し、別途文書で協議会構成員に諮り、後日決定するものとする。